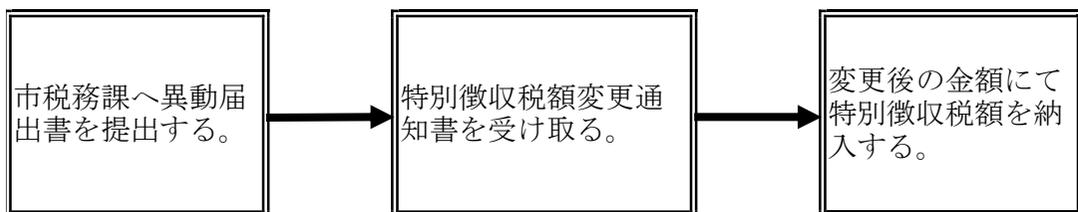


●退職等の事由で特別徴収が出来なくなる場合



ご注意ください！！

- 異動（退職・転職・休職等）があった場合は、翌月10日までに特別徴収に係る給与所得者異動届出書をご提出ください。
- 「特別徴収に係る異動届出書」は、**特別徴収税額が0円の方が異動した場合も必ずご提出ください。**
- 「特別徴収に係る異動届出書」が提出されなかったときは、**異動した納税義務者の未徴収税額は特別徴収義務者の未納額として取り扱われます**ので、「特別徴収に係る異動届出書」は速やかに、必ずご提出ください。